

熱回収施設について

1 概要

産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて認定を受けることができます。

2 適合認定申請

熱回収施設の適合認定を受けようとする者は、あらかじめ、申請書及び添付書類を産業廃棄物対策課に提出してください。また、申請窓口にて手数料（新規 33,000 円、更新 20,000 円）を納付いただきます。

3 認定の更新

認定は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。更新の申請方法は、新規の申請方法に準じます。

なお、認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、更新ではなく、新規の申請として扱います。

4 報告

認定熱回収施設設置者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間の熱回収に係る報告書を提出していただきます。

5 休廃止等の届出

認定熱回収施設設置者は、当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、届出が必要になります。

6 認定の取消し

認定熱回収施設設置者が環境省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことがあります。ただし、毎年の報告書における年間の熱回収率が10パーセント未満である場合であっても、年間の熱回収率が10パーセント以上である事業計画を有し、過去の実績に照らして今後年間で10パーセント以上の熱回収率を達成することが可能であると認められるときは、環境省令で定める基準に適合する熱回収を行うことができる者と判断し、認定を取り消さないことがあります。

7 その他

1から6までに掲げる事項のほか、熱回収施設設置者認定制度の詳細については、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」を参照してください。